

障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項に基づき、関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、倉敷市及び早島町は障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第18条第1項に規定する事務
- (2) その他障がいを理由とする差別の解消のため市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 協議会は、障害者総合支援法の協議会を兼ねるものとし、障害者総合支援法の協議会である倉敷地域自立支援協議会を協議会として位置付ける。

(委員)

第4条 倉敷地域自立支援協議会の委員は、協議会の委員を兼ねるものとし、任期もそれに準ずる。

(会議等)

第5条 法第18条第3項に基づき、協議会は、相談窓口等で受けた相談事案のうち、繋ぐことのできる適切な機関がない事案や、複数の機関による連携が必要な事案については、本人の了承を得た上で、倉敷地域自立支援協議会の関連部会等に情報を共有し、解決に向けた取り組みなどを協議する。

(事務局)

第6条 法第18条第4項に基づき、倉敷市障がい福祉課と早島町健康福祉課が共同で設置する。なお、事務局は相談事例等の発生した市町で事務局機能を分担する。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の委員、その他協議会に参画した関係者等は、職務上仕入れた個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後についても同様とする。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。